

年金・税

年金生活者支援給付金制度

◇年金に上乘せし支給する給付金です **対**公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者
◇対象者には日本年金機構が請求書を順次送付しているの、早めの提出を **問**ねんきんダイヤル☎0570-05-1165



暮らしを支える3つの国民年金

◇老齢基礎年金…保険料の納付済み期間などが通算10年以上のとき原則65歳から支給 ◇障害基礎年金…障害の状態になったとき支給 ◇遺族基礎年金…死亡したとき遺族に支給 ※いずれも要件あり ◇保険料の未納があると支給されないことがあります ◇納付が困難なときは免除制度もありますのでご相談を **問**サンサンコールかごしま☎808-3333

納税お知らせセンターから納付の呼び掛けを行っています

◇督促状を発送後も市税などの納付がないときに、電話で呼び掛けを行っています ◇ATMなどから現金の振り込みを誘導することはありません **問**納税課☎216-1191FAX216-1196

固定資産の使用者を所有者とみなす制度が拡大します

◇来年度から固定資産の所有者が判明しないとき、使用者に通知し、固定資産税を課せられるようになります **問**資産税課☎216-1180FAX216-1168、各支所の税務課

家屋の取り壊しや名義変更をしたときは届け出を

問登記家屋は法務局☎259-0682、未登記家屋は資産税課☎216-1181・1182FAX216-1168、各支所の税務課

年末調整の情報の確認を

◇年末調整に関する各種情報は国税庁HPで確認できます **問**鹿児島税務署☎255-8111

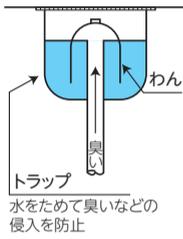


国税庁ホームページ

水道・住まい

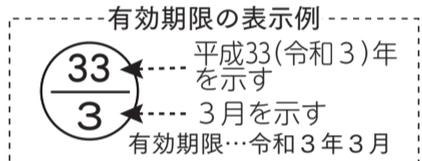
排水口から臭いがしませんか

◇流しなどの排水口には臭いなどの侵入を防止するトラップがあります ◇図のようなトラップでは、水がなくなったり、わんを取り外して使用したりすると臭いの原因となります **問**水道局給排水設備課☎213-8522FAX259-1627



自己材メーターの取り換え

◇マンションなどの各世帯や散水用などのメーターで、所有者が設置する自己材メーターの有効期間は8年です ◇メーターのふたの裏などに表示してある有効期限までに必ず取り換えてください



問水道局料金課☎213-8514 FAX259-1627

個人住宅の雨水貯留、浸透施設の設置に助成します



貯留施設 雨水をタンクにためる ※降雨前はタンクを空に
浸透施設 雨どいから流れてきた雨水を地下へ浸透させる

◇補助額…対象経費の3分の2(上限あり) **申**詳しくは水道局雨水整備室☎803-8772か河川港湾課☎216-1412へ

耐震アドバイザーの派遣

◇耐震対策に関する専門的な知識を持つアドバイザーを対象住宅に派遣します **対**一戸建て住宅(平成12年5月31日以前着工)の所有者か相続人 **料**無料
◇1戸につき1回(1時間程度) **問**建築指導課☎216-1358FAX216-1389



環境

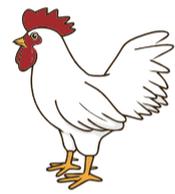
11月は不法投棄防止強化月間

◇不法投棄を未然に防止するためパトロールを実施しています ◇不法投棄を発見したら廃棄物指導課☎216-1289FAX216-1292か最寄りの警察署へ



鳥インフルエンザの発生防止

◇渡り鳥が数多く飛来する季節となり、鳥インフルエンザウイルスが侵入するリスクが高まっています ◇鶏などを飼養する人は飼育環境を清潔に保ち、野鳥などの侵入防止対策を **問**生産流通課☎216-1499FAX216-1336



有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくり

◇稲刈り後の青草などは鳥獣の餌となります ◇電気柵を常時設置するなど、鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努めましょう **問**生産流通課☎216-1340、各農林事務所



お知らせ・募集

夕暮れ時は早めのライト点灯を！3ライト運動

①日没30分前にはライトを点灯、②歩行者・障害物の早期発見のため、夜間、前の車や対向車がないときはライトを上向きに、③トンネル内では追突事故防止などのためライトを点灯 **問**安心安全課☎216-1209FAX226-0748

ペットには迷子札などを着けましょう

◇もしものときのために、ペットには飼い主の名前・連絡先が分かる迷子札などを着けましょう ◇飼い犬には鑑札、狂犬病予防注射済票を首輪などに装着しましょう **問**生活衛生課☎803-6905FAX803-7026

市有地(宅地)の売却

◇所在地…本城町847番3 ◇価格…123万円 ◇面積…227.66㎡ ◇先着順で随時売却 ◇詳しくは市HPか管財課☎216-1158 FAX216-1162へ

市営墓地使用者募集(川上墓園、星ヶ峯墓園)

◇川上墓園…一般・芝10区画程度 ◇星ヶ峯墓園…一般50区画程度 **対**本市に住民登録があり申請書受付日前に1年以上継続して住み、市内に墓地などを持たない人 ※3年以内に納骨施設(墓石)を設けること **申**直接、申込書を11月6日～30日に環境衛生課☎216-1301FAX216-1292か同谷山分室☎269-8463 FAX260-4411へ

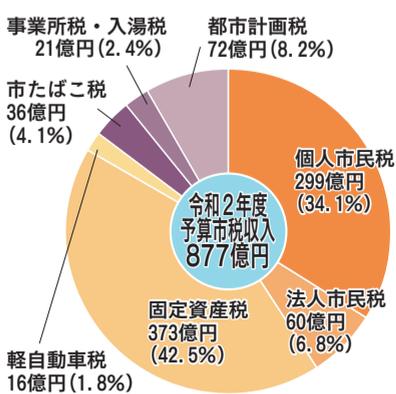
市シルバー人材センター 出前お仕事個別相談会

対市内に住む60歳以上の就業希望者 **期**12月1日(火)10時～12時 **所**勤労者交流センター(よかセンター) **定**30人程度 **料**無料 ◇事前申し込みが必要 **申**詳しくは市シルバー人材センター☎252-4661FAX258-7554へ

11月11日～17日は「税を考える週間」

税は、私たちの生活する地域をより豊かで住みよい社会にするために欠かすことのできない大切な財源です。この機会に、家庭などで私たちの暮らしと税について考えましょう。

市政運営の貴重な財源 “市税”の内訳



市民1人当たり約15万円の市税の使い道

※本市人口60万2465人(令和2年1月1日現在住民基本台帳人口)で計算
※令和2年度一般会計当初予算の各費目に対する一般財源の割合により算出



【市民税課☎216-1171FAX216-1177】

12月4日～10日は人権週間

つながっていく 一人の人権 一つのいのち

◇人は法の下に平等であり、個人として尊重され、基本的人権が保障されなければなりません。お互いの人権を尊重し合うことが大切です